

東京医療保健大学公開講座委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学が開設する公開講座の円滑な運用を図るため、公開講座委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 公開講座は、大学の教育と研究の成果を公開し、地域住民に医療・健康・保健に関する情報を広く提供し、健康生活へのニーズに応えること、併せて保健医療関係者の資質向上に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 大学経営会議にて任命する各学科教授1名
 - (2) 大学経営会議にて任命する各学科准教授若しくは講師及び助教1名
 - (3) 教務部長
 - (4) 研究協力部長
 - (5) 企画部長
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、大学経営会議にて任命する。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 4 委員の任期は1年とする。
 - 5 オブザーバーは委員長の指名により委員以外のものが参加できる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 公開講座の企画立案に関する事項。
- (2) 公開講座の開催及び運営に関する事項
- (3) 公開講座の評価に関する事項
- (4) その他、公開講座に関し必要な事項

(事務局)

第5条 委員会の事務局を企画部内に置く。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。